

平成27年 第1回津奈木町総合教育会議録

- 1 期 日 平成27年6月26日(金) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時50分
- 2 場 所 津奈木町役場2階会議室
- 3 出席者(6名)
津奈木町長 西川裕、教育長 塩山一之
教育委員長 田上智昭 教育委員 福田征起、同 岩崎安志、同 寺床浩治
- 4 欠席者
なし
- 5 出席事務局職員
総務課長 林田三洋、教育課長 椎葉正盛、総務班長 山下浩一
- 6 出席を要請し、出席した者
津奈木町副町長 山田豊隆
- 7 傍聴者
なし
- 8 議 題
 - (1) 津奈木町総合教育会議の設置及び運営について
 - (2) 津奈木町教育大綱について
 - (3) 津奈木町教育振興基本計画(平成26年度～30年度)について
 - (4) その他

9 審議内容

- 事務局 只今から平成27年度第1回総合教育会議を開会します。

町長と教育委員との懇談につきましては、この総合教育会議が設置される前に、既に2回ほど実施されておりますが、この会議は、町長と教育委員会が十分な意思の疎通を図り、本町の教育に係る課題や目指すべき姿を共有し、連携して本町の教育行政に取り組むという位置づけで開催するものです。

それでは、開会にあたり町長からご挨拶をお願いします。

- 町 長 今回総合教育会議は、第1回目ということでどういうやり方で行うのかまだよく分からないところもありますが、教育委員会制度の改革によって今回の会議の開催となったわけです。教育をつかさどる教育委員会と財政をつかさどる首長側とは今まで別々に動いておりました。しかしその町の子どもたちは、一体となって育てていくという方向性は同じですから、今回の改正によって教育委員の皆さまと一緒に本町の教育を考えていきたいと思います。ということで、今回このように会議を開催したわけでございます。

この会議は、法律によって必置の会議になるわけですが、年に何回位開催するの

かということも出てきますが、町当局としましては、今まで校舎とか教材等の教育環境の整備について中心にやってきましたので、教育内容については、ほとんどタッチしていませんでした。ただこれからは道徳のこととか、家族や友達の大切さ等について一緒に考えていきたいと思います。

今回の改正によりまして、今まで委員は任期が4年で、教育長は委員の中から互選により選出されていましたが、任期は3年に変更され首長が指名することになります。今後は、皆さまと一緒に教育のことについて協議や調整をしながら進めて参りたいと思います。

- 事務局 ただ今から本日の議事に入らせていただきます。この会議は、公開となっています。議事録につきましても、非公開部分を除き原則公開となりますのでよろしくお願い致します。

それでは、この会議の議長につきましては、町長にお願いしたいと思いますので、町長よろしくお願い致します。

- 町 長 それでは、早速議題に入りたいと思います。「津奈木町総合教育会議の設置及び運営について」を議題とします。事務局から説明願います。
- 事務局 「津奈木町総合教育会議の設置及び運営について」を説明します。配付しております資料をご覧ください。今回の制度改正については、教育委員会の会議において説明がなされていると思いますが、改正のポイントとしましてまず、教育委員長と教育長を一本化して新教育長を設置することや、教育に関する「大綱」を首長が策定すること、それにすべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置することとなっています。今回は、それに基づいて町長が招集し教育委員の皆さまを構成員としてお集まり頂いております。本町においては津奈木町総合教育会議設置要綱を定めていますが、取り扱う事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律と同じ事務範囲としています。総合教育会議は、町長と教育委員会で構成し、会議の招集は町長が行います。また、会議は、町長が総理することとしています。協議において必要があれば関係者や学識経験者から意見を聴くことが出来ることとし会議自体は公開することになります。
- 町 長 このことについて何かご質問はありませんか。
- 町 長 総合教育会議は、町長及び教育委員で構成することになっていますが、構成員はそれだけですか。
- 事務局 そうです。私たちは事務局員という立場で同席しています。あくまでも構成員は町長と教育委員となります。
- 委 員 教育委員会の組織として今まで教育委員長と教育長があったわけですが、この総合教育会議においては、どうなりますか。
- 教育長 現在はまだ旧制度のままでいっていますので、当然この総合教育会議も旧制度の教育委員会のままです。新制度に移行した時点で委員長職はなくなります。
- 町 長 次に津奈木町教育大綱について議題とします。

- 教育長 ここに提示していますものは、私の方でこの会議で協議するための資料として作ったものです。そこに書いているように、津奈木町教育振興基本計画（平成26年度～30年度）に基づき作成していますが、タイトルは平成27年度津奈木町教育大綱としています。教育大綱というのは、教育の柱となるものですから年度の途中で簡単に変更するべきものではありませんし、すでに本年度は年度途中で学校もスタートしていますので、主だったものを取り出してまとめた形にしています。
今回、教育大綱と教育振興基本計画それに本町教育概要の3種類の資料をお手元にお配りしていますが、教育大綱以外は既に学校へ配付しています。4月から新学期がスタートしますので、その前の3月のうちに各学校へ配付し説明を行ったところです。これらをコンパクトにまとめたものがここにお示ししている教育大綱ということになります。大綱は、単年度毎に作成するのか、それとも何年間はそのままで行くのか、そこがまだはっきりしていません。
- 町長 この総合教育会議の所掌事務としては、津奈木町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関し協議することとなっていますが、この大綱には、年度の区切りはないわけなのか。年度の設定はしていないと考えていいのですか。
- 事務局 年度の設定はしていません。
- 町長 大綱というのは、津奈木町の学校教育や社会教育の基本的な柱となる部分と考えるべきであるから、それをもとにして具体的にどのようにしていくのかという枝葉の部分は、別のところで考えて計画していくということになると思う。町でいうところの振興計画みたいなものと考えればいいわけですね。
- 事務局 町が策定します振興計画の基本構想のようなものと考えればよいと思います。期間が10年の基本構想に基づき、期間が5年の基本計画等を策定していきますので、イメージ的にはそのように考えればよいのではないかと思います。
- 町長 この会議のひとつの目的は、津奈木町の教育大綱を策定するための協議を行うということになるわけです。
- 教育長 本来は、4月に入ってから策定するのでは時期的に遅いわけですから、遅くとも3月までにはこの総合教育会議を開いて翌年からの大綱なり計画なりを策定しておかなければならないと思います。財政的なことは今回の案の中には入れておりません。
- 町長 財政的なことを含めて、具体的なことは大綱が出来てから教育振興計画なりに入れて計画していくことになるのだと思う。例えば現在取り組んでいるICT教育のパソコン導入にしても、今クラスに40台程度としていますが、一人に1台ずつ導入すると計画するならば何年度までに毎年何台ずつ入れていくという具体的な計画を作っていくことになる。また小学校の部活動を社会体育化していくことについても同じで、計画的に導入していかなければならないと思います。
- 委員 そこは首長である町長と教育長が協議をして具体的に進めていく必要がある

と思う。今までは町長と教育長は別々の立場でしたが、これからは所謂同じような立場として津奈木町の教育をどうしていくかということを考えていくべきだと思います。

- 町 長 今までは行政と教育分野は別々で、学校で何か問題があったときは教育委員会で処理しなさいということでしたが、これからは行政も教育委員会も両方で責任を負うということになるわけです。
- 委 員 町長もこれまで以上に責任が出てくるということになりますので、町長部局と教育部局は連絡を密に取りながら情報の共有化を図っていくことが必要になってくると思います。
- 町 長 教育委員会の中でも委員の皆さんでよく協議をしていただき、例えば部活動の加熱があった場合は、それをどのように改善していくか等を議論していただきバランスのとれた教育環境へ導く対策等を進めていく必要があると思います。
- 委 員 今までの教育委員というのは、町長と直接協議をする機会というのはなかったわけですから、今回の改正により総合教育会議が設けられたので、スムーズに意思の疎通が出来る仕組みが出来たということで期待をしているところです。
- 町 長 学校教育に限らず、社会教育も含めて教育に関する全般的なことに対して改善する方向で意見を出していただきたいと思います。予算に伴うことも出てくると思いますが、そこは財政的なこともありますから、出来ることと出来ないことを協議し調整しながら進めていきたいと思っています。

今回提示された教育振興基本計画や教育大綱については、教育委員会の中では協議してありますか。

- 教育長 ここに提示したものについては、今月の教育委員会で行っていますし、教育概要については、毎年度教育委員会で協議し意見をもらった後、修正して学校へ通知しています。

今回の会議では、協議のひとつのたたき台としてお示したところですので修正はもとより、最初から作り上げていくことも出来るわけです。

- 事務局 国としては教育大綱については、この会議で承認されれば教育振興基本計画を大綱に代えることも可能であるとしています。
- 事務局 基本的には、委員の意見を聴きながら協議・調整を尽くして首長が大綱を策定するとなっていますが、今回のように教育委員会でたたき台を作って、それを協議しながら練り上げていくというのが一般的ではないでしょうか。
- 委 員 教育振興基本計画を大綱に代えるにしても首長の承諾は必要になると思います。
- 事務局 最終的な判断は、町長が行うということになりますが、ベースは教育委員会で作らないと分からないことも多いと思います。
- 町 長 学校の現場にいつもいるわけではないので、具体的な部分は分からないというのが現状である。

- 事務局 教育振興基本計画を大綱に代えるとしても、内容については町長に検討していただき、今後進めていくということではいかがでしょうか。
- 町 長 今の段階では、本町教育の柱となる大綱の中で大きな項目を定め、その項目を実現するために振興計画を作り実現していくというやり方がいいのではないのでしょうか。
- 教育長 ここに示しています教育振興基本計画は、教育基本法や学習指導要領のほかに県の様々な教育方針を基に教育委員会で計画したものですから、ここに町長の考えや計画を入れていただくことが必要だと思います。学習指導要領は大体10年スパンで改正されています。前は平成20年3月に改正されていますので、次は平成30年に見直される予定ですが、今道徳の問題や英語等の様々なことがありますので、それより前に改正されるのではないかと予想しています。
- 町 長 内容的なことは、学習指導要領等で示されると思いますが、それ以外の本町独自の教育についてどうするかということを考えていくことが必要になってくると思います。
- 委 員 それは町長がどう考えているのか、どうしたいのかということだと思います。
- 町 長 偏向的な授業を行っているということであれば話しは別ですが、それ以外の教育内容まで首長が口出しすることはあまり好ましくないのではないかと考えています。義務教育の中で津奈木独自の教育方法や方針を作るということは難しいと思うが、今まで言われてきている文武両道を推進するとか、国際社会に出て子どもたちが活躍できるようにする、そのためには英語教育をもう少し充実させる施策をとるということは考えられると思います。
- 委 員 津奈木の子どもたちには、こういうところを頑張ってもらいたいということがあると思いますので、思想的なことではなく教育向上の施策を推進していくことが重要だと思います。
- 教育長 おおもとは国の方針があって、県の方針がありますのでその方向で進めていきますが、後は同じ英語を行う場合、本町ではどういうところに力を入れていくか、また道徳では、こんなところに力を入れていくというようなところは独自性が出せると思います。学校の経営方針として出せるわけですからそこは校長へも伝えていきます。
- 委 員 平国小学校が廃校となれば、1小1中になります。平国小学校で行っていた六方踊りも津奈木小学校で取り入れて、中学校でも継続していくことも考えられると思います。また、小中一貫校も制度がありますので、そういうことも考えられるのではないのでしょうか。
- 町 長 義務教育の学校では、私立の学校に比べて子どもたちの能力に幅がありますので、その対策も考えることが必要だと思います。

本日の会議は第1回目になるので、今日ですべて決めてしまうということにはいきません。資料を参考に内容を検討したいと思います。今年度は、既に学校に提示してある教育概要に基づいて進めてもらっていいと思います。

- 教育長 今のところ、年に2回の会議開催でどうだろうかと考えています。予算編成前の10月頃と学校へ翌年度の教育方針を示す3月項はどうかと思います。
- 町長 今までとあまり変わらないと思いますが、教育委員会だけで方針や計画を立てていたものを首長部局と一緒にあって、教育に対する予算を含めた意見が言い合えるようになったということだと思います。
- 委員 教育委員としては、町長に対する意見は言える環境が出来たと思いますが、町長にとっては、教育に対する責任が重くなったということでもあると思います。
- 教育長 それからこの設置要綱第3条(3)にあります「児童、生徒等の生命若しくは身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」とありますが、町が策定すべき「いじめ防止基本方針」がまだ出来ていません。案として私の方から総務部局へ渡してありますので、早急な策定をお願いしたいと思います。いじめによる事件が発生してからでは遅いわけです。
- 町長 発生しないようにするにはどうするか、また発生した後も学校や教育委員会だけで対応するには限界がありますから、ここに行政も入って対応するということだと思います。
- 教育長 専門家を入れて専門委員会等を作る場合、県には専属の弁護士等がいますのでいいのですが、津奈木町にはそういう専門家はいませんので難しい部分もありますが、津奈木町に合う基本方針の案を作って渡してありますので、早急な策定をお願いしたいと思います。
- 町長 先進地があると思うので、資料等を取り寄せて津奈木に合ういじめ防止基本方針を早急に整備してください。
- 町長 それでは、この教育大綱については少し期間をおいて検討していきたいと思います。本日は、大変ありがとうございました。
- 事務局 次回は、10月か11月頃に開催したいと思いますのでよろしくお願ひします。

午後2時50分、町長閉会を宣告